

観賞用枝物類産地支援事業（案）

1 事業目的

愛媛県の観賞用枝物類（以下、枝物類）は、基幹作物である水稻やかんきつ類と複合経営が可能であること、軽量で女性や高齢者でも取り組みやすいことから、R5 年の出荷量が全国第 3 位を誇る産地へと急成長している。一方で、園地の老木化による生産性の低下や、苗木の生育不良等が課題となっている。

そこで、枝物栽培に係る種苗費及び導入種苗に対する資材の整備に対する支援を行い、枝物類の出荷量の増加を図る。

2 事業実施期間 令和 9 年度

3 事業の内容

事業区分	(1) 種苗導入支援事業	(2) 安定生産技術拡大事業
内容	枝物類の栽培に必要な種苗導入経費を支援	枝物類の安定生産を図るための資材の導入を支援
事業主体	市町	
事業実施主体	枝物類の栽培に取り組み、生産拡大を図る次に掲げる者 ① 農業協同組合 ② 農業協同組合連合会 ③ 農事組合法人 ④ 農事組合法人以外の農地所有適格法人 ⑤ 生産集団 ※認定農業者等を含む農業者 3 戸以上で組織する団体で、代表者を定めるとともに、組織運営等について規程があり、会計手続きを適正に行いうる体制を有している団体	
補助率等	3 分の 1 以内	
採択要件	次に掲げる全ての要件を満たすこと ①令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 2 月 28 日の間に購入する種苗・資材であること ②事業区分（2）を実施する場合は、苗木の導入を条件とする。 ③導入した枝物類について、5 年間の営農の意思がある又は後継者等に事業継承する意思があること。 ④事業実施計画の承認申請時に、国・県・市町の他の補助事業等を活用していないこと。	